

**※マイナンバーを利用せず、紙の課税証明書を提出した方**

令和6年(2024年)6月28日

高等学校等就学支援金を  
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道江別高等学校長 古 市 俊 章

高等学校等就学支援金受給に係る高等学校等就学支援金収入状況届出書等の  
提出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格  
の認定を受けている方で、課税証明書等により所得確認を行っている場合は、毎年、住民  
税が確定する6月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第1号）及び保護者等の所  
得に関する書類（課税証明書など）を、期日までに本校に提出願います。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、高等学校等就学支援金に係る申出書（別  
記第1号様式（2））を提出してください。

記

1 提出期日

令和6年(2024年)7月10日（水）

2 提出先

江別高等学校（事務室）

3 提出書類

※ 提出の際、封筒に生徒の学年、組、氏名を記入願います。

(1) 継続受給を希望する場合

- ・高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第1号（その2））
- ・保護者等の収入に関する書類

次のいずれかを提出してください。

ア 令和6年度課税証明書

（市町村民税の課税標準額と調整控除額が確認できるもの）

イ 生活保護受給証明書(令和6年1月1日現在受給していたことの証明)

(2) 継続受給を希望しない場合

- ・高等学校等就学支援金に係る申出書（別記第1号様式（2））

※様式は学校ホームページに掲載されていますので、プリントして提出をお願いします。

申請書等配布を希望される方は、事務室に来てください。

4 留意事項

- (1) 期日までに高等学校等就学支援金収入状況届出書等の提出がない場合は、7月から  
来年6月まで就学支援金の支給の一時差止めを行い、授業料を納めていただきます。
- (2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、受給資  
格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

**【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成20年1月2日から平成20年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

**※否認定の場合は、7月分から否認定が決定した月までの授業料をその月中にまとめて納付いただきますので、ご了承ください。**（例：9月中旬に否認定通知が

届いた場合、7～9月分 $9,900円 \times 3ヶ月分 = 29,700円$ を9月末日までに現金で納付）

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。

(5) (2)の計算式による算出額が30万4,200円以上となった方で、自己の責めに帰することのできない理由による離職などで収入が減少した場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。また、家計急変支援の対象とならない場合でも、収入が激減し、授業料の納付が困難な場合には、授業料免除を申請することができます。詳細については、事務室までお問い合わせください。

(6) 個人番号を利用する場合は、関係書類を配付しますので、事務担当者までご連絡ください。

**紙で申請されていた方がe-shienで申請する場合は、パスワードとIDを配布しますので事務担当者までご連絡ください。**

(7) そのほか、期日までに提出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

連絡先 江別高校 佐々木（TEL382—2173）平日8：30—16：30